

20 内閣府 (特区第10次 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁			
200010	手数料に関する利用料金制類似制度の創設		公共サービス改革法第34条に基づく地方公共団体の窓口業務に係る特例等に関する規定は設けられていない。	手数料の金額は、原則として条例で定めることとしつつ、条例で算定方法や上下限等を定め、届出や協議を経て事業者が変更できることとする。	制度と認められる手数料について、官民競争入札等において民間事業者が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金を類似した制度を適用する。政策上、全国的に一括して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることを定める。手数料については、制度の対象とすることも可能なが、条例において対象としない。又は政令で定める金額の手数を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。	利用料金制には、次のメリットがあるところ、 ①利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、長期ノウハウを引出すインセンティブとなる。 ②入札方式が多数かかるとしては、自治体の競争が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される。 ③この制度は、公共サービスの民間競争に期待できることである。制度の拡充が望ましい。また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。 一方、利用料金制の国でなくことにより、官民競争入札にない。官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民は期待できない。また、官のみが料金の変更の変更権を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなっている。	E	自治体の官民競争入札又は民間競争入札については、それを自治体が行うに当たっては、法的な制限は、特例に限りならず、公共サービス改革法に基づき、民間事業者、地方公共団体が任意を認め、自治体は任意で入札を認めることである。この制度は、公共サービスの民間競争を促進することにより、公共サービスの質の向上を図ることができると見られる。	自治体の官民競争入札又は民間競争入札については、それを自治体が行うに当たっては、法的な制限は、特例に限りならず、公共サービス改革法に基づき、民間事業者、地方公共団体が任意を認め、自治体は任意で入札を認めることである。この制度は、公共サービスの民間競争を促進することにより、公共サービスの質の向上を図ることができると見られる。	公でなければ取り扱えない規制のない事業については、当該規制の特例を設けなくても、官民競争入札により行うことは可能である。利用料金制に類似した制度を条例等により設けることはできないと認識している。	E	-	公共サービス改革法等に従って適切に検討していったと考えております。										1029140	多治見市	総務省 内閣府
200020	地方公共団体の自主市制化テストにおける特例措置特区		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、本法に定める手続を経て民間事業者が委任された官庁又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者により行われる。すなわち、本法に基づき事業者は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で定められるしるべきのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多岐ある。地方自治法第14条第3項による重罰と、公共サービス改革法第25条第2項の重罰は異なる点があり、事業者の受託後の公共執行の図が十分でない。地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるしるべきのみなし公務員規定の適用が可能である。また、公共サービス改革法に当たっては、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業については、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合との間で、適用される重罰が異なる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市場として見てみてはならない。より一貫した民間参入促進の観点から、公共サービスの受託業務が民間参入に開かれた場合に、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。また、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	E	「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づき民間参入を促進することを目指す。公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	E	「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づき民間参入を促進することを目指す。公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	E	-	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。									1029150	多治見市	総務省 内閣府	
200030	公共サービス安心開放特区		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、本法に定める手続を経て民間事業者が委任された官庁又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者により行われる。すなわち、本法に基づき事業者は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	幕加市が条例で定める事業の委託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務員とする。また、職務上知り得た秘密の漏洩及び情報開示の抑制の観点から、民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるしるべきのみなし公務員規定の適用が可能である。また、公共サービス改革法に当たっては、適用可能とできるよう求める。	幕加市が条例で定める事業の委託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務員とする。また、職務上知り得た秘密の漏洩及び情報開示の抑制の観点から、民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるしるべきのみなし公務員規定の適用が可能である。また、公共サービス改革法に当たっては、適用可能とできるよう求める。	E	「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づき民間参入を促進することを目指す。公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	E	「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づき民間参入を促進することを目指す。公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	男女し公務員規定が適用できずとも公務員執行業務に対する業務妨害等、他の刑罰によって各役割可能な場合のみならず、民間参入を促進することを目指す。公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合に限り、民間参入促進の観点から、公共サービス改革法に開かれた手続を経た場合と同等のみなし公務員規定を適用することを目指す。	E	-	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。								1082010	幕加市	総務省 内閣府		
200040	国外の地方公共団体等との防災気象情報共有(国際防災協力特区)	災害対策基本法第8条第2項	地域防災計画に、国外の地方公共団体等との防災気象情報共有を規定し、実施した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に実施するため、与那国町で収集した防災気象情報を迅速すること併せて規定する。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めを締結し、東シナ海で発生する可能性のある地震や津波その他の大規模災害に対応するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報収集を円滑に実施するため、与那国町で収集した防災気象情報を迅速すること併せて規定する。	与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から500kmを離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での地震かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的である。平時時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国町に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	E	災害対策基本法において、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に、気象観測の充実、防災上必要な情報収集等に関する事項の整備に努めなければならない(第8条第2項第1号及び第2号)。	災害対策基本法の規制が無いならば、当該提案は現行法下で実現可能という理解でよい。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 ①災害対策基本法に基づく国際的防災協力に関する事項の実施のため、国外の地方公共団体との観測情報共有や防災支援協力の受入れなどについての事前合意、文書による取り決め(協定等)については、 ②災害対策基本法に基づく公的災害データ等の国外の地方公共団体ないし防災当局への提供については、 ③「国境地域」に対する認識・取り決めについては、	D	-	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。											1113010	与那国町	総務省 内閣府
200050	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区)	災害対策基本法第8条第2項	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ円滑な防災体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続が必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対応できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ体制を構築する。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ円滑な防災体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続が必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対応できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ体制を構築する。	E	災害対策基本法において、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に、気象観測の充実、防災上必要な情報収集等に関する事項の整備に努めなければならない(第8条第2項第1号及び第2号)。	災害対策基本法の規制が無いならば、当該提案は現行法下で実現可能という理解でよい。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 ①海外支援物資の迅速な受け入れに関して、現地でも意思決定ができるか、島内の空港・港で直接・円滑・速やかに受け入れられるか等の現実の課題に鑑み、地方公共団体の受け入れに係る判断を行うこと等について、 ②国境・孤立立地島等の特有な環境、緊急災害時に伴う国際防災協力の必要性等を踏まえ、協定等を結んだ国際防災協力特区に受け入れられること等について、 ③「国境地域」に対する認識・取り決めについては、	D	-	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。										1113020	与那国町	法務省 財務省 農林水産省 内閣府	